

対象となる規約	該当箇所 (条)	変更区分	項・号	改訂前	項・号	改訂後	
PREMIUM WATERご利用規約 (基本プラン) PREMIUM WATERご利用規約 (PREMIUM3年パック) PREMIUM WATERご利用規約 (PREMIUM WATER MOM CLUB)	第1条 定義	新設			2号	『配送予定日』とは、本部がお客様からの届出に基づいて本商品等を配送する予定日をいいます。ただし、このお客様の指定する予定日に変更が生じた場合、変更された後の最新の予定日を配送予定日として取り扱うものとします。	
		変更	2号	『利用開始日』とは、お客様が指定された本製品の初回配送予定日のうちお客様による本製品の受領が確認できたものに対応する日をいいます。	3号	『利用開始日』とは、お客様が指定した本製品の初回配送予定日のうち、この初回配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該初回配送予定日をいいます。なお、お客様による本製品の現実の受領日又は本部においてその確認ができた日の如何は問わないものとします。	
		変更	3号	(条文省略)	4号	(現行どおり)	
		追加	4号	『停止』とは、本部が強制的に本サービスを止めることをいいます。	5号	『停止』とは、本部が強制的に本サービスを止めること(本商品の配送を停止することを含みますが、これに限定されません。)をいいます。	
		変更	5号	(条文省略)	6号	(現行どおり)	
		変更	6号	(条文省略)	7号	(現行どおり)	
		変更	7号	(条文省略)	8号	(現行どおり)	
		変更	8号	(条文省略)	9号	(現行どおり)	
		変更	9号	(条文省略)	10号	(現行どおり)	
		変更	10号	『ご契約者様』とは、第2条1項に基づいて本サービスの利用を申し込み、かつ、第2条5項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をいいます。なお、ご契約者様は、原則として本サービスの提供を受け、かつ、本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。	11号	『ご契約者様』とは、第2条1項に基づいて本サービスの利用を申し込み、かつ、第2条6項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をいいます。なお、ご契約者様は、原則として本サービスの提供を受け、かつ、本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。	
		変更	11号	(条文省略)	12号	(現行どおり)	
		変更	12号	『ご利用者様』とは、第2条3項に基づいて届け出た本サービスの配送先となる者をいいます。	13号	『ご利用者様』とは、第2条4項に基づいて届け出た本サービスの配送先となる者をいいます。	
		変更	13号	(条文省略)	14号	(現行どおり)	
		追加	14号	『定期配送』とは、第2条4項に基づいてお客様が本部に届け出た配送周期に従って本部が本商品を配送することをいいます。	15号	『定期配送』とは、第2条4項に基づいてお客様が本部に届け出た配送周期(その変更の届出があるときはその変更後の配送周期)に従って本部が本商品を配送することをいいます。	
		変更	15号	(条文省略)	16号	(現行どおり)	
		変更	16号	(条文省略)	17号	(現行どおり)	
		変更	17号	(条文省略)	18号	(現行どおり)	
		変更	18号	(条文省略)	19号	(現行どおり)	
		変更	19号	(条文省略)	20号	(現行どおり)	
		変更	20号	『製品変更』とは、本サービスの利用開始日より前に、お客様のご希望により、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カラー・サイズ等を変更することをいいます。	21号	『製品変更』とは、本製品の配送予定日より前に、お客様のご希望により、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カラー・サイズ等を変更することをいいます。	
		変更	21号	『製品交換』とは、本サービスの利用開始日又は直近の本製品お届け日以降に、お客様のご希望により、納入済みの本製品をお客様の希望する別の本製品に交換することをいいます。	22号	『製品交換』とは、現在利用する本製品に係る配送予定日(この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限り)に、お客様のご希望により、納入済みの本製品をお客様の希望する別の本製品に交換することをいいます。	
		変更	22号	『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日より前に、お客様のご希望により、第2条1項に基づいておこなった本サービスの利用申込みを取り消すことをいいます。	23号	『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日の到来までに、お客様のご希望により、第2条1項に基づいておこなった本サービスの利用申込みを取り消すことをいいます。	
第2条 本サービスのお申込み及び契約成立	新設				5項	お客様は、本条3項及び本条4項に基づいて本部に届出事項及び配送基本ルールを届け出るにあたっては、これらの内容の正確性を期するようにするものとします。万が一、これらの内容の全部若しくは一部が正確でなかったことにより本サービスの利用ができないことその他の不利益(お客様による当該不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生することを含みます。)については、お客様がこれを負担するものとします。	
	追加	5項	本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点で、本製品1台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへの届出事項及び配送基本ルールの登録完了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。	6項	本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点で、本製品1台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへの届出事項及び配送基本ルールの登録完了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。なお、本部は、お客様による本サービスの申込みの諾否について自由な裁量を有しており、また、お客様による本サービスの申込みを承諾しない場合であっても、その理由をお客様に開示する義務を負わないものとします。		
	変更	6項	(条文省略)	7項	(現行どおり)		
	変更	7項	本部は、お客様に対する本製品の初回発送後にお客様による本製品の受領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したときは、本条5項の承諾を取り消すことができるものとします。	8項	本部は、お客様に対する本製品の初回発送後にお客様による本製品の受領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したときは、本条6項の承諾を取り消すことができるものとします。		
	変更	8項	(条文省略)	9項	(現行どおり)		
第3条 届出事項及び配送基本ルールの変更	追加	2項	本部に届出いただいた届出事項及び配送基本ルールに変更が生じた場合、お客様は遅滞なく本部が別途指定するウェブページ(以下「マイページ」といいます。)又はアプリ、カスタマーセンターに変更事項を届け出るものとします。	2項	本部に届出いただいた届出事項及び配送基本ルールに変更が生じた場合、お客様は遅滞なく本部が別途指定するウェブページ(以下「マイページ」といいます。)又はアプリ、カスタマーセンターに変更事項を届け出るものとします。なお、お客様によるこれらの変更が届けられなかったこと又はその変更の届出の内容の全部若しくは一部が正確でなかったことにより本サービスの利用ができないことその他の不利益(お客様による当該変更届出の遅滞又はその内容の不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生することを含みます。)については、お客様がこれを負担するものとします。		
	変更	5項	お客様は、本部から発行されるマイページのID及びパスワード(以下「ID等」といいます。)を厳重に管理するものとし、このID等を第三者に貸与、譲渡、共有等してはならないものとします。	5項	お客様は、本部の指定する方法に基づいて設定されるマイページのID及びパスワード(以下「ID等」といいます。)を厳重に管理するものとし、このID等を第三者に貸与、譲渡、共有等してはならないものとします。		
	変更	7項	本部は、お客様が発行したID等によりなされた本サービスの利用はこのID等の発行を受けたお客様により使用されたものとみなすものとし、お客様は、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、この使用に関する一切の責任を負担するものとします。	7項	本部は、お客様に対して設定したID等を介しておこなわれる本サービスの利用はこのID等の設定を受けたお客様による使用とみなすものとし、お客様は、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、この使用に関する一切の責任を負担するものとします。		
第4条 発注及び配送	変更	3項	追加配送の注文は、カスタマーセンターの受付終了時刻を締切りとし、配送は翌日以降となります。	3項	本部は、お客様から本条2項に基づく追加配送の注文を受け付けた場合、別途本部が指定する日以降に追加注文を受けた本商品をお客様に配送するものとします。		
	変更	6項	自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由(第17条1項各号に定める事由を含みます。)により指定の水源又は容量の本商品を配送できない場合、本部は、お客様が選択されている本商品の販売価額及び送料と同額で、ほかの水源又は異なる容量の本商品をお客様へ配送いたします。	6項	自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由(第17条1項各号に定める事由を含みます。)により現在お客様に配送されている本商品を配送できない場合、本部は、当該本商品の販売価額及び送料と同額で、ほかの場所で製造された本商品又は異なる容量の本商品をお客様へ配送いたします。		
第5条 利用料金及びその支払い	変更	4項	本部による本製品の初回レンタル料の請求は、本製品の配送予定日のうちお客様による本製品の受領の確認がとれたものに対応する日の属する月の翌月以降におこなわれるものとし、以後、各月にレンタル料の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本製品の使用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。	4項	本部による本製品の初回レンタル料の請求は、本製品の配送予定日(この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限り)に、以後、各月にレンタル料の請求がおこなわれるものとし、以後、各月にレンタル料の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本製品の使用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。		
	追加	6項	お客様から届出いただいた決済方法が何らかの理由により代金等の決済にご利用いただけない場合、本部の判断により本部が別途指定する決済方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払いいただくこととなります。	6項	お客様から届出いただいた決済方法が何らかの理由により代金等の決済にご利用いただけない場合、本部の判断により本部が別途指定する決済方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払いいただくこととなります。なお、本部は、お客様によるお支払いが確認できるまでの間、第9条1項に基づいて本サービスを『停止』することができるとします。		
	変更	7項	代金等の支払いが期日を過ぎても確認できなかった場合、代金等に対して支払期日の翌日から年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を過ぎても代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないます。	7項	代金等の支払いが支払期日を過ぎても確認できなかった場合、お客様は、未払いの代金等に加え、これに対する支払期日の翌日から完了に至るまで年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を過ぎても代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないます。		
	変更	9項	お客様が本部に対し、本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。	9項	お客様が本部に対し本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。		
第8条 本サービスの『休止』	追加	2項	お客様は、本サービスの『休止』を希望される場合、別記に定める期間に応じて、本部に対し、休止事務手数料を支払うものとします。ただし、『休止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。	2項	お客様は、本サービスの『休止』を希望される場合、本サービスが再開されるまでの間、別記に定める期間に応じて、本部に対し、休止事務手数料を支払うものとします。ただし、『休止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。		
	削除	旧3項	お客様が、本サービスの『休止』を希望された日から遡った直近の本商品配送予定日より起算して119日間を経過するときに、連続して本商品が配送されなかったときは、本部は、120日以降に第10条2項に基づいて『強制解約』とするものとします。				

第9条 サービスの『停止』	変更	1項	本部は、お客様が以下各号のいずれかに該当する場合、本サービスを『停止』します。なお、『停止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。	1項	本部は、お客様が以下各号のいずれかに該当する場合、当該各号に該当する原因が解消されるまでの間、本サービスを『停止』するものとします。なお、『停止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。ただし、本部から別段の指示がある場合には当該指示に従うものとします。	
	変更	1項1号	本部が、お客様の代金等のお支払いを1度でも確認できなかった場合で『強制解約』をおこなわずに代金等の支払いを求めることが相当であると判断したとき	1項1号	第10条2項各号（第8号及び第9号を除きます。）のいずれかに該当する場合において、同項の定めにかかわらず、『強制解約』をおこなうことなく当該各号に該当する原因となる事実等の是正を求めることが相当であると本部が判断した場合（お客様の代金等のお支払いが確認できない場合において、直ちに『強制解約』をおこなわずに支払いの催促をおこなうことが相当であると本部が判断した場合を含みますが、これに限定されません。）	
	新設			1項2号	第10条2項各号（第8号及び第9号を除きます。）のいずれかに該当するおそれがあると合理的な根拠に基づいて判断した場合	
	変更	1項2号	本部が、定期配送や追加配送を出荷したにもかかわらず、本商品が本部に返送された場合（お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が本部に返送された場合を含みます。ただし、第8条1項に基づき事前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。）	1項3号	本部が、定期配送や追加配送をおこなったにもかかわらず、本商品が本部に返送された場合（お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が本部に返送された場合を含みます。ただし、第8条1項に基づき事前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。）	
	新設			1項4号	本サービスの利用期間中においてお客様の届出いただいた決済方法が、何らかの理由によって代金等の決済に利用できなくなった場合	
	新設			1項5号	本項1号から4号までの各号に類する事由がある場合	
	変更	2項	お客様は、本部が本サービスを『停止』した後、別記に定める期間に応じて、連続して本商品が配送されなかったときは、本部に対し、停止事務手数料を支払うものとします。	2項	お客様は、本部が本サービスを『停止』した後、別記に定める期間に応じて、連続して『停止』されたとき（本商品が配送されなかったとき）は、本部に対し、停止事務手数料を支払うものとします。	
	新設			3項	お客様は、本サービス利用期間中において本サービスの利用再開を希望する場合、本部の指示に従い、本条1項各号のうちお客様の該当する『停止』事由を解消することによって本サービスを再開することができるものとします。	
	変更	3項	本部は、本条1項1号を根拠に『停止』をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、『停止』を継続することなく第10条2項2号に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものとします。	4項	本部は、本条1項1号から4号までの事由を根拠に『停止』をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、『停止』を継続することなく第10条2項に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものとします。	
	削除	旧4項	本部が本サービスを『停止』した後、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち、その『停止』をおこなった日に最も近接する日から起算して119日間を経過するときに、連続して本商品が配送されなかったときは、本部は、120日目以降に第10条2項に基づいて『強制解約』するものとします。			
第10条 サービスの『解約』	変更	2項8号	第8条3項及び第9条4項に該当する場合（本製品内の衛生保持が困難になるため）	2項8号	お客様が第8条1項に基づいて本サービスの『休止』を希望された日から遡った直近の本商品の配送予定日より起算して119日間を経過するときに、連続して本商品の配送が確認できない場合（本製品内の衛生保持が困難になるため）	
	変更	2項9号	第9条1項各号に基づいて『停止』をおこなった場合において、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日から起算して119日を経過するときに連続して本商品の注文がない場合（120日目以降に『強制解約』となります。）	2項9号	本部が第9条1項各号に基づいて『停止』をおこなった場合において、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日から起算して119日を経過するときに連続して本商品の配送が確認できない場合（当該期間内に『停止』の原因が解消されず本商品の配送が連続して『停止』されている場合を含みます。）	
	変更	4項	お客様が本条2項各号のいずれかに該当するときは、お客様は、本部による格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとします。	4項	お客様が本条2項各号のいずれかに該当する場合、お客様は、本部による格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとします。	
第12条 本製品の『製品交換』	変更		お客様は、本サービスの利用開始日又は直近の本製品のお届け日以降に、本製品の製品交換を希望される場合（初期不良品や本部の責めに帰すべき事由によって生じた故障の原因とする交換は含みません。）、本部に対し、別記に定める交換事務手数料を支払うものとします。		お客様は、現在利用する本製品に係る配送予定日（この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。）以降に、本製品の『製品交換』を希望される場合（初期不良品や本部の責めに帰すべき事由によって生じた故障の原因とする交換は含みません。）、本部に対し、別記に定める交換事務手数料を支払うものとします。	
第16条 損害賠償等	変更	4項	お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務については、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時まで速やかに支払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時点でなお未払いの債務があるときは、その終了後も履行の責任を負うものとします。	4項	お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務については、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時まで速やかに支払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時点でなお未払いの債務があるときは、その終了後も履行の責任を負うものとします。	
第18条 配送地域の制限等	変更	3項	本部は、各水源での生産状況、物流事情その他諸般の事情に照らして、お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを運営することが困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事前の同意を要することなく、お客様の選択する本商品の種類を変更することができるものとします。この場合、本部は、お客様の指定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した水源で製造された種類の本商品を配送するものとします。	3項	本部は、本商品に係る各製造場所での生産状況、物流事情その他諸般の事情に照らして、お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを運営することが困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事前の同意を要することなく、当該時点でお客様に配送する本商品の種類を変更することができるものとします。この場合、本部は、お客様の指定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した場所で製造された種類の本商品を配送するものとします。	
第19条 委託	変更		本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務（代金等の請求及び受領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の発送及び回収などの業務を含みます。）の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。		本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務（代金等の請求及び受領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の発送及び回収などの業務を含みます。）の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。	
第25条 本商品の特定	新設			1項	本部がお客様に対して提供する本サービスは、本部が日本国内の採水地のなかから選択する採水地で製造された本商品を、お客様が本部に届け出た配送基本ルールに定める配送先の住所（第3条2項に基づく配送先の住所の変更の届出があるときはその変更後の配送先の住所をいいます。）に応じて配送するものとします。また、本部は、本サービスの提供にあたり、採水地の追加又は変更若しくはお客様の当該配送先の住所その他の事情に応じて適切であると判断する採水地で製造された本商品をお客様に配送するものとします。	
	新設			2項	お客様は、追加の代金等の負担の有無にかかわらず、本商品の採水地を選択することはできないものとします。	
	新設			3項	本部は、お客様に対し、本条1項に基づいてお客様に配送する本商品の具体的な内容（採水地を含みます。）を本部が合理的であると判断する方法によって、これを告知するものとします。	
	旧) 第25条 その他 新) 第26条 その他	新設			4項	第25条の規定は、2020年11月9日まで（同日を含みます。）に本サービスの申込みを完了したお客様に対しては、当面の間、適用されないものとします。
PREMIUM WATERご利用規約（基本プラン）別記 PREMIUM WATERご利用規約（PREMIUM3年パック）別記 PREMIUM WATERご利用規約（PREMIUM WATER MOM CLUB）別記	■届出事項・配送基本ルール（第2条）	新設			届出事項 (7)その他本部が別途指定する事項	
	■配送事務手数料（第4条）	変更	配送基本ルールを含むお客様のご依頼による本部からの配送物が、お客様の都合により受取未了となり本部に返送された場合、以下の手数料が発生します。		配送基本ルール (6) その他本部が別途指定する事項	
	■『休止』における休止事務手数料・『停止』における停止事務手数料（第8条・第9条・第10条）	変更	お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち、『休止』日又は『停止』日から最も近接する日より起算し、連続して本商品が配送されなかった日数に応じて、以下の手数料が発生します。			お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち、『休止』日又は『停止』日から最も近接する日より起算し、連続して本商品の配送が確認できない日数に応じて、以下の手数料が発生します。
	■『製品変更』における変更事務手数料（第11条）	変更	利用開始日から			本製品の配送予定日から
	■『製品交換』における交換事務手数料（第12条）	変更	『製品交換』を希望される場合、本製品の受取日から起算して『製品交換』を申し出た日までの期間に応じて、以下の手数料が発生します。			『製品交換』を希望される場合、現在利用する本製品に係る配送予定日（この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。）から起算して『製品交換』を申し出た日までの期間に応じて、以下の手数料が発生します。
		変更	本製品受取後			上記配送予定日から
	■『利用開始前キャンセル』について（第13条）	変更	利用開始日から			本製品の初回配送予定日から

対象となる規約	該当箇所 (条)	変更区分	項・号	改訂前	項・号	改訂後
PREMIUM WATERご利用規約 (PREMIUM WATER法人プラン)	第1条 定義	新設			2号	『配送予定日』とは、本部がお客様からの届出に基づいて本商品等を配送する予定日をいいます。ただし、このお客様の指定する予定日に変更が生じた場合、変更された後の最新の予定日を配送予定日として取り扱うものとします。
		変更	2号	『利用開始日』とは、お客様が指定された本製品の初回配送予定日のうちお客様による本製品の受領が確認できたものに対応する日をいいます。	3号	『利用開始日』とは、お客様が指定した本製品の初回配送予定日のうち、この初回配送予定日によって本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該初回配送予定日をいいます。なお、お客様による本製品の現実の受領日又は本部においてその確認ができた日の如何は問わないものとします。
		変更	3号	(条文省略)	4号	(現行どおり)
		追加	4号	『停止』とは、本部が強制的に本サービスを止めることをいいます。	5号	『停止』とは、本部が強制的に本サービスを止めること(本商品の配送を停止することを含みますが、これに限定されません。)をいいます。
		変更	5号	(条文省略)	6号	(現行どおり)
		変更	6号	(条文省略)	7号	(現行どおり)
		変更	7号	(条文省略)	8号	(現行どおり)
		変更	8号	(条文省略)	9号	(現行どおり)
		変更	9号	(条文省略)	10号	(現行どおり)
		変更	10号	(条文省略)	11号	(現行どおり)
		変更	11号	『ご利用者様』とは、第2条3項に基づいて届け出た本サービスの配送先となるご契約者様の部署及びご担当者様をいいます。	12号	『ご利用者様』とは、第2条4項に基づいて届け出た本サービスの配送先となるご契約者様の部署及びご担当者様をいいます。
		変更	12号	(条文省略)	13号	(現行どおり)
		追加	13号	『定期配送』とは、第2条4項に基づいてお客様が本部に届け出た配送周期に従って本部が本商品を配送することをいいます。	14号	『定期配送』とは、第2条4項に基づいてお客様が本部に届け出た配送周期(その変更の届出があるときはその変更後の配送周期)に従って本部が本商品を配送することをいいます。
		変更	14号	(条文省略)	15号	(現行どおり)
		変更	15号	(条文省略)	16号	(現行どおり)
		変更	16号	(条文省略)	17号	(現行どおり)
		変更	17号	(条文省略)	18号	(現行どおり)
		変更	18号	(条文省略)	19号	(現行どおり)
		変更	19号	(条文省略)	20号	(現行どおり)
		変更	20号	『製品変更』とは、本サービスの利用開始日より前に、お客様のご希望により、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カラー・サイズ等を変更することをいいます。	21号	『製品変更』とは、本製品の配送予定日より前に、お客様のご希望により、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カラー・サイズ等を変更することをいいます。
変更	21号	『製品交換』とは、本サービスの利用開始日又は直近の本製品お届け日以降に、お客様のご希望により、納入済みの本製品をお客様の希望する別の製品に交換することをいいます。	22号	『製品交換』とは、現在利用する本製品に係る配送予定日(この配送予定日によって本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。)以降に、お客様のご希望により、納入済みの本製品をお客様の希望する別の製品に交換することをいいます。		
変更	22号	『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日より前に、お客様のご希望により、第2条1項に基づいておこなった本サービスの利用申込みを取り消すことをいいます。	23号	『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日の到来までに、お客様のご希望により、第2条1項に基づいておこなった本サービスの利用申込みを取り消すことをいいます。		
第2条 本サービスのお申込み及び契約成立	新設				5項	お客様は、本条3項及び本条4項に基づいて本部に届出事項及び配送基本ルールを届け出たにあたっては、これらの内容の正確性を期するようにするものとします。万が一、これらの内容の全部若しくは一部が正確でなかったことによる本サービスの利用ができないことその他の不利益(お客様による当該不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生することを含みます。)については、お客様がこれを負担するものとします。
	追加	5項	本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点で、本製品1台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへの届出事項及び配送基本ルールの登録完了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。	6項	本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点で、本製品1台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへの届出事項及び配送基本ルールの登録完了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。なお、本部は、お客様による本サービスの申込みの諾否について自由な裁量を行っており、また、お客様による本サービスの申込みを承諾しない場合であっても、その理由をお客様に開示する義務を負わないものとします。	
	変更	6項	(条文省略)	7項	(現行どおり)	
	変更	7項	本部は、お客様に対する本製品の初回発送後にお客様による本製品の受領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したときは、本条5項の承諾を取り消すことができるものとします。	8項	本部は、お客様に対する本製品の初回配送後にお客様による本製品の受領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したときは、本条6項の承諾を取り消すことができるものとします。	
第3条 届出事項及び配送基本ルールの変更	追加	2項	本部に届出いただいた届出事項及び配送基本ルールに変更が生じた場合、お客様は遅滞なく本部が別途指定するウェブページ(以下「マイページ」といいます。)又はアプリ、カスタマーセンターに変更事項を届け出るものとします。	2項	本部に届出いただいた届出事項及び配送基本ルールに変更が生じた場合、お客様は遅滞なく本部が別途指定するウェブページ(以下「マイページ」といいます。)又はアプリ、カスタマーセンターに変更事項を届け出るものとします。なお、お客様によるこれらの変更が届けられなかったこと又はその変更の届出の内容の全部若しくは一部が正確でなかったことによる本サービスの利用ができないことその他の不利益(お客様による当該変更届出の遅滞又はその内容の不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生することを含みます。)については、お客様がこれを負担するものとします。	
	変更	5項	お客様は、本部から発行されるマイページのID及びパスワード(以下「ID等」といいます。)を厳重に管理するものとし、このID等を第三者に貸与、譲渡、共有等してはならないものとします。	5項	お客様は、本部の指定する方法に基づいて設定されるマイページのID及びパスワード(以下「ID等」といいます。)を厳重に管理するものとし、このID等を第三者に貸与、譲渡、共有等してはならないものとします。	
	変更	7項	本部は、お客様に発行したID等によりなされた本サービスの利用はこのID等の発行を受けたお客様により使用されたものとみなすものとし、お客様は、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、この使用に関する一切の責任を負担するものとします。	7項	本部は、お客様に対して設定したID等を介しておこなわれる本サービスの利用はこのID等の設定を受けたお客様による使用とみなすものとし、お客様は、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、この使用に関する一切の責任を負担するものとします。	
第4条 発注及び配送	変更	3項	追加配送の注文は、カスタマーセンターの受付終了時刻を締切りとし、配送は翌日以降となります。	3項	本部は、お客様から本条2項に基づき追加配送の注文を受け付けた場合、別途本部が指定する日以降に追加注文を受けた本商品をお客様に配送するものとします。	
	変更	6項	自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由(第17条1項各号に定める事由を含みます。)によりご指定の水源又は容量の本商品を配送できない場合、本部は、お客様が選択されている本商品の販売価額及び送料と同額で、ほかの水源又は異なる容量の本商品をお客様に配送いたします。	6項	自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由(第17条1項各号に定める事由を含みます。)により現在お客様に配送されている本商品を配送できない場合、本部は、当該本商品の販売価額及び送料と同額で、ほかの場所で製造された本商品又は異なる容量の本商品をお客様に配送いたします。	
第5条 利用料金及びその支払い	変更	2項	お客様は、第2条3項に基づいて届け出た本製品の種類に応じて別途本部が指定する基本料金を支払うものとします。ただし、お客様は、『製品変更』、『製品交換』その他の事由によって本製品の機種の変更があった場合、その対象となる新たな本製品の種類(以下「新製品」といいます。)に応じて別途本部が指定する基本料金を支払うものとします。なお、お客様に対する月額基本料金が既に発生している場合、お客様は、新製品の配送予定日のうちお客様によるその受領が確認できたものに対応する日の属する月の翌月から新製品に対応する基本料金を支払うものとします。	2項	お客様は、第2条3項に基づいて届け出た本製品の種類に応じて別途本部が指定する基本料金を支払うものとします。ただし、お客様は、『製品変更』、『製品交換』その他の事由によって本製品の機種の変更があった場合、その対象となる新たな本製品の種類(以下「新製品」といいます。)に応じて別途本部が指定する基本料金を支払うものとします。なお、お客様に対する月額基本料金が既に発生している場合、お客様は、新製品の配送予定日(この配送予定日によって本部が新製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が新製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。)の属する月の翌月から新製品に対応する基本料金を支払うものとします。	
	変更	4項	本部による代金の請求は、本商品の出荷時を基準におこなわれます。	4項	本部が追加配送する本商品の代金の請求は、この追加配送の対象となる本商品の配送予定日の属する月の末日を基準におこなわれます。なお、お客様が追加配送される本商品を受領することなくこれが返送されたときは、本部は、代金の請求に代えて返送事務手数料をお客様に請求するものとします。	
	変更	5項	本部による最初の月額基本料金の請求は、本製品の初回配送予定日のうちお客様による本製品の受領の確認がとれたものに対応する日の属する月の末日を基準におこなわれるものとし、以後、各月に月額基本料金の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本サービスの利用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。	5項	本部による最初の月額基本料金の請求は、本製品の初回配送予定日(この配送予定日によって本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。)の属する月の末日を基準におこなわれるものとし、以後、各月に月額基本料金の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本サービスの利用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。	
	追加	7項	お客様から届出いただいた決済方法が何らかの理由により代金等の決済にご利用いただけなかった場合、本部の判断により本部が別途指定する決済方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払いいただくこととなります。	7項	お客様から届出いただいた決済方法が何らかの理由により代金等の決済にご利用いただけなかった場合、本部の判断により本部が別途指定する決済方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払いいただくこととなります。なお、本部は、お客様によるお支払いが確認できるまでの間、第9条1項に基づいて本サービスを『停止』することができるものとします。	

		追加	8項	代金等のお支払いが期日を過ぎてでも確認できなかった場合、代金等に対して支払期日の翌日から年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を経過した代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないます。	8項	代金等のお支払いが支払期日を過ぎてでも確認できなかった場合、お客様は、未払いの代金等に加え、これに対する支払期日の翌日から完済に至るまで年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を経過した代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないます。
		変更	10項	お客様が本部に対し、本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。	10項	お客様が本部に対し本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。
第8条 本サービスの『休止』		削除	旧2項	お客様が、本サービスの『休止』を希望された日から遡った直近の本商品配送予定日より起算して119日間を経過するときに、連続して本商品が配送されなかったときは、本部は、120日目以降に第10条2項に基づいて『強制解約』とするものとします。		
第9条 本サービスの『停止』		変更	1項	本部は、お客様が以下各号のいずれかに該当する場合、本サービスを『停止』します。なお、『停止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。	1項	本部は、お客様が以下各号のいずれかに該当する場合、当該各号に該当する原因が解消されるまでの間、本サービスを『停止』するものとします。なお、『停止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。ただし、本部から別段の指示がある場合には当該指示に従うものとします。
		変更	1項1号	本部が、お客様の代金等のお支払いを1度でも確認できなかった場合で『強制解約』をおこなわずに代金等の支払いを求めることが相当であると判断したとき	1項1号	第10条2項各号（第8号及び第9号を除きます。）のいずれかに該当する場合において、同項の定めにかかわらず、『強制解約』をおこなうこととなる当該各号に該当する原因となる事実等の是正を求めることが相当であると本部が判断した場合（お客様の代金等のお支払いが確認できない場合において、直ちに『強制解約』をおこなわずに支払いの催促をおこなうことが相当であると本部が判断した場合を含みますが、これに限定されません。）
		新設			1項2号	第10条2項各号（第8号及び第9号を除きます。）のいずれかに該当するおそれがあると合理的な根拠に基づいて判断した場合
		変更	1項2号	本部が、定期配送や追加配送を出荷したにもかかわらず、本商品が本部に返送された場合（お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が本部に返送された場合を含みます。ただし、第8条1項に基づき事前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。）であって、お客様による本サービス利用契約上の義務の誠実な履行を期待することが困難であると本部が合理的な理由に基づいて判断したとき	1項3号	本部が、定期配送や追加配送をおこなったにもかかわらず、本商品が本部に返送された場合（お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が本部に返送された場合を含みます。ただし、第8条1項に基づき事前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。）であって、お客様による本サービス利用契約上の義務の誠実な履行を期待することが困難であると本部が合理的な理由に基づいて判断したとき
		新設			1項4号	本サービスの利用期間中においてお客様の届出いただいた決済方法が、何らかの理由によって代金等の決済に利用できなくなった場合
		新設			1項5号	本項1号から4号までの各号に類する事由がある場合
		新設			2項	お客様は、本サービス利用期間中において本サービスの利用再開を希望する場合、本部の指示に従い、本条1項各号のうちお客様の該当する『停止』事由を解消することによって本サービスを再開することができるものとします。
	変更	2項	本部は、本条1項1号を根拠に『停止』をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、『停止』を継続することなく第10条2項2号に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものとします。	3項	本部は、本条1項1号から4号までの事由を根拠に『停止』をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、『停止』を継続することなく第10条2項に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものとします。	
	削除	旧3項	本部が本サービスを『停止』した後、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち、その『停止』をおこなった日に最も近接する日から起算して119日間を経過するときに、連続して本商品が配送されなかったときは、本部は、120日目以降に第10条2項に基づいて『強制解約』するものとします。			
第10条 本サービスの『解約』		変更	2項8号	第8条3項及び第9条4項に該当する場合（本製品内の衛生保持が困難になるため）	2項8号	お客様が第8条に基づいて本サービスの『休止』を希望された日から遡った直近の本商品の配送予定日より起算して119日間を経過するときに、連続して本商品の配送が確認できない場合（本製品内の衛生保持が困難になるため）
		変更	2項9号	第9条1項各号に基づいて『停止』をおこなった場合において、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日から起算して119日を経過するときに連続して本商品の受領が確認できない場合（120日目以降に『強制解約』となります。）	2項9号	本部が第9条1項各号に基づいて『停止』をおこなった場合において、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日から起算して119日を経過するときに連続して本商品の配送が確認できない場合（当該期間内に『停止』の原因が解消されずに本商品の配送が連続して『停止』されている場合を含みます。）
		変更	2項10号	本部が第9条1項2号に基づく『停止』をおこなわなかった場合であっても、お客様が定期配送や追加配送を出荷したにもかかわらず、本商品が本部に返送されることを含みます。ただし、第8条1項に基づき事前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。）かつ、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日から起算して119日を経過するときに連続してお客様による本商品の受領が確認できないとき	2項10号	本部が第9条1項3号に基づく『停止』をおこなわなかった場合であっても、お客様が定期配送や追加配送を出荷したにもかかわらず、本商品が本部に返送されることを含みます。ただし、第8条1項に基づき事前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。）かつ、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日から起算して119日を経過するときに連続してお客様による本商品の受領が確認できないとき
		変更	4項	お客様が本条2項各号のいずれかに該当するときは、お客様は、本部による格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとします。	4項	お客様が本条2項各号のいずれかに該当する場合、お客様は、本部による格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとします。
第12条 本製品の『製品交換』		変更		お客様は、本サービスの利用開始日又は直近の本製品のお届け日以降に、本製品の製品交換を希望される場合（初期不良品や本部の責めに帰すべき事由によって生じた故障を原因とする交換は含みません。）、本部に対し、別記に定める交換事務手数料を支払うものとします。		お客様は、現在利用する本製品に係る配送予定日（この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。）以降に、本製品の『製品交換』を希望される場合（初期不良品や本部の責めに帰すべき事由によって生じた故障を原因とする交換は含みません。）、本部に対し、別記に定める交換事務手数料を支払うものとします。
第16条 損害賠償等		変更	4項	お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務については、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時まで遅やかに支払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時点でもなお未払いの債務があるときは、その終了後も履行の責任を負うものとします。	4項	お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務については、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時まで遅やかに支払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時点でもなお未履行の債務があるときは、その終了後も履行の責任を負うものとします。
第17条 免責		変更	2項	本条1項の事情が解消される見込みがない場合、本部は、お客様へ本サービスの提供を将来にわたって『停止』することができます。ただし、この場合、『停止』期間中には別記に定める停止事務手数料は発生いたしません。	2項	本条1項の事情が解消される見込みがない場合、本部は、お客様へ本サービスの提供を将来にわたって『停止』することができます。
第18条 配送地域の制限等		変更	3項	本部は、各水源での生産状況、物流事情その他諸般の事情に照らして、お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを運営することが困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事前の同意を要することなく、お客様の選択する本商品の種類を変更することができるものとします。この場合、本部は、お客様の指定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した水源で製造された種類の本商品を配送するものとします。	3項	本部は、本商品に係る各製造場所での生産状況、物流事情その他諸般の事情に照らして、お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを運営することが困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事前の同意を要することなく、当該時点でお客様に配送する本商品の種類を変更することができるものとします。また、本部は、お客様の指定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した場所で製造された種類の本商品を配送するものとします。
第19条 委託		変更		本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務（代金等の請求及び受領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の発送及び回収などの業務を含みます。）の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。		本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務（代金等の請求及び受領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の発送及び回収などの業務を含みます。）の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。
第25条 本商品の特定		新設			1項	本部がお客様に対して提供する本サービスは、本部が日本国内の採水地のなから選択する採水地で製造された本商品を、お客様が本部に届け出た配送基本ルールに定める配送先の住所（第3条2項に基づく配送先の住所の変更の届出があるときはその変更後の配送先の住所をいいます。）に応じて配送するものとします。また、本部は、本サービスの提供にあたり、採水地の追加又は変更若しくはお客様の当該配送先の住所その他の事情に応じて適切であると判断する採水地で製造された本商品をお客様に配送するものとします。
		新設			2項	お客様は、追加の代金等の負担の有無にかかわらず、本商品の採水地を選択することはできないものとします。
		新設			3項	本部は、お客様に対し、本条1項に基づいてお客様に配送する本商品の具体的な内容（採水地を含みます。）を本部が合理的であると判断する方法によって、これを告知するものとします。
旧) 第25条 その他 新) 第26条 その他		新設			3項	第25条の規定は、2020年11月9日まで（同日を含みます。）に本サービスの申込みを完了したお客様に対しては、当面の間、適用されないものとします。
PREMIUM WATERご利用規約（PREMIUM WATER法人プラン） 別記	■届出事項・配送基本ルール（第2条）	変更	届出事項	(7)本商品の種類の指定	届出事項	(7)本製品の機種及びカラーの指定
		新設			届出事項	(9)その他本部が別途指定する事項
		新設			配送基本ルール	(8) その他本部が別途指定する事項
	■配送事務手数料（第4条）	変更		配送基本ルールを含むお客様のご依頼による本部からの配送物が、お客様の都合により受取未了となり本部に返送された場合、以下の手数料が発生します。		
■『製品変更』における変更事務手数料（第11条）	変更		利用開始日から			本製品の配送予定日から

■『製品交換』における交換事務手数料（第12条）	変更		『製品交換』を希望される場合、本製品の受取日から起算して『製品交換』を申し出た日までの期間に応じて、以下の手数料が発生します。		『製品交換』を希望される場合、現在利用する本製品に係る配送予定日（この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。）から起算して『製品交換』を申し出た日までの期間に応じて、以下の手数料が発生します。
	変更		本製品受取後		上記配送予定日から
■『利用開始前キャンセル』について（第13条）	変更		利用開始日から		本製品の初回配送予定日から

対象となる規約	該当箇所 (条)	変更区分	項・号	改訂前	項・号	改訂後
PREMIUM WATERご利用規約 (PREMIUM CLUB)	第1条 定義	新設			3号	『配達予定日』とは、本部がお客様からの届出に基づいて本商品等を配 送する予定日をいいます。ただし、このお客様の指定する予定日に変更 が生じた場合、変更された後の最新の予定日を配達予定日として取り扱 うものとします。
		変更	3号	①本サービス利用契約を初めて締結される場合（更新によって本サービ ス利用契約を再度締結する場合を除きます。）お客様が指定された本製 品の初回配達予定日のうちお客様による本製品の受領が確認できたもの に対応する日	4号	①本サービス利用契約を初めて締結される場合（更新によって本サービ ス利用契約を再度締結する場合を除きます。） お客様が指定された本製品の初回配達予定日のうち、この初回配達 予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることな くお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該 初回配達予定日をいいます。なお、お客様による本製品の受領日 又は本部においてその確認ができた日の如何は問わないものとします。
		変更	4号	(条文省略)	5号	(現行どおり)
		変更	5号	(条文省略)	6号	(現行どおり)
		変更	6号	『停止』とは、本部が強制的に本サービスを止めることをいいます。	7号	『停止』とは、本部が強制的に本サービスを止めること（本商品の配送 を停止することを含みますが、これに限定されません。）をいいます。
		変更	7号	(条文省略)	8号	(現行どおり)
		変更	8号	(条文省略)	9号	(現行どおり)
		変更	9号	(条文省略)	10号	(現行どおり)
		変更	10号	(条文省略)	11号	(現行どおり)
		変更	11号	(条文省略)	12号	(現行どおり)
		変更	12号	(条文省略)	13号	(現行どおり)
		変更	13号	(条文省略)	14号	(現行どおり)
		追加	14号	(条文省略)	15号	(現行どおり)
		変更	15号	(条文省略)	16号	(現行どおり)
		変更	16号	『ご契約者様』とは、第2条2項に基づいて本サービスの利用を申し込み 、かつ、第2条5項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をい います。なお、ご契約者様は、原則として本サービスの提供を受け、か つ、本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。	17号	『ご契約者様』とは、第2条2項に基づいて本サービスの利用を申し込み 、かつ、第2条6項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をい います。なお、ご契約者様は、原則として本サービスの提供を受け、か つ、本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。
		変更	17号	(条文省略)	18号	(現行どおり)
		変更	18号	『ご利用者様』とは、第2条4項に基づいて届け出た本サービスの配達先 となる方をいいます。	19号	『ご利用者様』とは、第2条4項に基づいて届け出た本サービスの配達先 となる方をいいます。
		変更	19号	(条文省略)	20号	(現行どおり)
		追加	20号	『定期配達』とは、第2条4項に基づいてお客様が本部に届け 出た配達周期に従って本部が本商品を配達することをいいます。	21号	『定期配達』とは、第2条4項に基づいてお客様が本部に届け出た配達周 期（その変更の届出があるときはその変更後の配達周期）に従って本部 が本商品を配達することをいいます。
		変更	21号	(条文省略)	22号	(現行どおり)
		変更	22号	(条文省略)	23号	(現行どおり)
		変更	23号	(条文省略)	24号	(現行どおり)
		変更	24号	(条文省略)	25号	(現行どおり)
		変更	25号	『製品変更』とは、本サービスの利用開始日より前に、お客様のご希望 により、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カ ラー・サイズ等を変更することをいいます。	26号	『製品変更』とは、本製品の配達予定日より前に、お客様のご希望によ り、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カ ラー・サイズ等を変更することをいいます。
		変更	26号	『製品交換』とは、本サービスの利用開始日又は直近の本製品お届け日 以降に、お客様のご希望により、納入済みの本製品をお客様の希望する 別の本製品に交換することをいいます。	27号	『製品交換』とは、現在利用する本製品に係る配達予定日（この配達予 定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることな くお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該 配達予定日に限ります。）以降に、お客様のご希望により、納入済みの本 製品をお客様の希望する別の本製品に交換することをいいます。
		変更	27号	『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日より前に、お 客様のご希望により、第2条2項に基づいておこなった本サービスの利用 申込みを取り消すことをいいます。	28号	『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日の到来まで に、お客様のご希望により、第2条2項に基づいておこなった本サービ スの利用申込みを取り消すことをいいます。
		第2条 サービスのお申込み及び契約成立	変更	4項	お客様は、本サービスのお申込時に、本部が定めたフォーマットに従 い、お客様情報として本項1号に定める各項目（以下「届出事項」とい います。）及びお客様の希望する配送のルールとして本項2号に定める各 項目（以下「配達基本ルール」といいます。）を届け出ることとします。 (1) 届出事項 ①氏名、住所、連絡先 ②クレジットカード決済に関する情報 ③本商品の種類の指定 ④本製品の機種及びカラーの指定 (2) 配達基本ルール ①本商品等の配達先の指定 ②配達先の居住形態 ③初回配達：本商品等の配達希望日及び初回配達時間帯 ④定期配達：本商品の1配達あたりの配達本数 ⑤定期配達：本商品の1配達あたり配達周期及び配達時間帯	4項
5項	お客様は、本条4項に基づいて本部に届出事項及び配達基本ルールを届け 出るにあたっては、これらの内容の正確性を期するようにするものと します。万が一、これらの内容の全部若しくは一部が正確でなかったこと によって本サービスの利用ができないことその他の不利益（お客様によ る当該不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生すること を含みます。）については、お客様がこれを負担するものとします。					
6項	本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点 で、本製品1台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。な お、本部の顧客管理システムへの届出事項及び配達基本ルールの登録完 了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱いま す。					
7項	(条文省略)					
8項	本部は、お客様に対する本製品の初回配達後にお客様による本製品の受 領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したと きは、本条6項の承諾を取り消すことができるものとします。					
9項	(条文省略)					
2項	本部に届出いただいた届出事項及び配達基本ルールに変更が生じた場 合、お客様は遅滞なく本部が別途指定するウェブページ（以下「マイ ページ」といいます。）又はアプリ、カスタマーセンターに変更事項を 届け出ることとします。なお、お客様によるこれらの変更が届けられな かったこと又はその変更の届出の内容の全部若しくは一部が正確でな かったことによって本サービスの利用ができないことその他の不利益 （お客様による当該変更届出の遅滞又はその内容の不備によって返送事 務手数料その他の費用等が別途発生することを含みます。）について は、お客様がこれを負担するものとします。					
5項	お客様は、本部から発行されるマイページのID及びパスワード（以下 「ID等」といいます。）を厳重に管理するものとし、このID等を第三者に貸 与、譲渡、共有等してはならないものとします。					
7項	本部は、お客様に発行したID等によりなされた本サービスの利用はこの ID等の発行を受けたお客様により使用されたものとみなすものとし、お 客様は、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、この使用に関 する一切の責任を負担するものとします。					
第4条 発注及び配送	変更	3項	追加配送の注文は、カスタマーセンターの受付終了時刻を締切りとし、 配送は翌日以降となります。	3項	本部は、お客様から本条2項に基づく追加配送の注文を受け付けた場合、 別途本部が指定する日以降に追加注文を受けた本商品をお客様に配送す るものとします。	
		7項	自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由（第18条1項各号に定め る事由を含みます。）によりご指定の水源地又は容量の本商品を配達でき ない場合、本部は、お客様が選択されている本商品の販売価額及び送料 と同額で、ほかの水源地又は異なる容量の本商品をお客様に配達いたし ます。	7項	自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由（第18条1項各号に定め る事由を含みます。）により現在にお客様に配送されている本商品を配達 できない場合、本部は、当該本商品の販売価額及び送料と同額で、ほか の場所で製造された本商品又は異なる容量の本商品をお客様に配達いた します。	
第5条 利用料金及びその支払い	追加	4項	本部による本製品の初回レンタル料の請求は、本製品の配達予定日のう ちお客様による本製品の受領の確認がとれたものに対応する日の属する 月の翌日以降におこなわれるものとし、以後、各月にレンタル料の請求 がおこなわれるものとします。なお、ある月において本製品の使用日数 が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものと します。	4項	本部による本製品の初回レンタル料の請求は、本製品の配達予定日（こ の配達予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送され ることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合にお ける当該配達予定日に限ります。）の属する月の翌日以降におこなわれ るものとし、以後、各月にレンタル料の請求がおこなわれるものとしま す。なお、ある月において本製品の使用日数が1か月に満たない場合で あっても、日割計算をおこなわないものとします。	

	追加	7項	お客様から届出いただいたクレジットカード決済に関する情報が何らかの理由により代金等の決済にご利用いただけない場合、本部の判断により本部が別途指定する決済方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払いいただくことになります。	7項	お客様から届出いただいたクレジットカード決済に関する情報が何らかの理由により代金等の決済にご利用いただけない場合、本部の判断により本部が別途指定する決済方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払いいただくことになります。なお、本部は、お客様によるお支払いが確認できるまでの間、第9条1項に基づいて本サービスを『停止』することができるものとします。
	変更	8項	代金等のお支払いが期日を過ぎても確認できなかった場合、代金等に対して支払期日の翌日から年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を超過した代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないます。	8項	代金等のお支払いが支払期日を過ぎても確認できなかった場合、お客様は、未払いの代金等に加え、これに対する支払期日の翌日から完済に至るまで年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を超過した代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないます。
	変更	10項	お客様が本部に対し、本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。	10項	お客様が本部に対し本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。
第8条 本サービスの『休止』	変更	2項	お客様は、本サービスの『休止』を希望される場合、『休止』を希望された日から遡った直近の本商品の配送予定日のうちお客様による本商品の受領が確認できた日より起算して以下各号に定める期間を経過するときに、連続して本商品が配送されなかったときは、本部に対し、本製品1台につき、当該各号に定める休止事務手数料を支払うものとします。ただし、『休止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。 (1) 59日間-60日目以降に本製品1台につき880円(税込)の請求 (2) 89日間-90日目以降に本製品1台につき880円(税込)の請求	2項	お客様は、本サービスの『休止』を希望される場合、本サービスが再開されるまでの間、『休止』を希望された日から遡った直近の本商品の配送予定日のうちお客様による本商品の受領が確認できた日より起算して以下各号に定める期間を経過するときに、連続して本商品の配送が確認できないときは、本部に対し、本製品1台につき、当該各号に定める休止事務手数料を支払うものとします。ただし、『休止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。 (1) 59日間 60日目以降に本製品1台につき880円(税込)の請求 (2) 89日間 90日目以降に本製品1台につき880円(税込)の請求
	削除	旧3項	お客様が、本サービスの『休止』を希望された日から遡った直近の本商品の配送予定日のうちお客様による本商品の受領が確認できた日より起算して119日間を経過するときに、連続して本商品が配送されなかったときは、本部は、120日目以降に第10条5項に基づいて『強制解約』とするものとします。		
第9条 本サービスの『停止』	変更	1項1号	本部が、お客様の代金等のお支払いを1度でも確認できなかった場合で『強制解約』をおこなわずに代金等の支払いを求めることが相当であると判断したとき	1項1号	第10条5項各号(第8号及び第9号を除きます。)のいずれかに該当する場合において、同項の定めにかかわらず、『強制解約』をおこなうことなく当該各号に該当する原因となる事実等の是正を求めることが相当であると本部が判断した場合(お客様の代金等のお支払いが確認できない場合において、直ちに『強制解約』をおこなわずに支払いの催促をおこなうことが相当であると本部が判断した場合を含みますが、これに限定されません。)
	新設			1項2号	第10条5項各号(第8号及び第9号を除きます。)のいずれかに該当するおそれがあると合理的な根拠に基づいて判断した場合
	変更	1項2号	本部が、定期配送や追加配送を出荷したにもかかわらず、本商品が本部に返送された場合(お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が本部に返送された場合を含みます。ただし、第8条1項に基づき事前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。)	1項3号	本部が、定期配送や追加配送をおこなったにもかかわらず、本商品が本部に返送された場合(お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が本部に返送された場合を含みます。ただし、第8条1項に基づき事前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。)
	新設			1項4号	本サービスの利用期間中においてお客様の届出いただいた決済方法が、何らかの理由によって代金等の決済に利用できなくなった場合
	新設			1項5号	本項1号から4号までの各号に類する事由がある場合
	変更	2項	お客様は、本部が本サービスを『停止』した後、停止日から遡った直近の本商品の配送予定日のうちお客様による本商品の受領が確認できた日より起算して以下各号に定める期間を経過するときに、連続して本商品が配送されなかったときは、本部に対し、本製品1台につき、当該各号に定める停止事務手数料を支払うものとします。 (1) 59日間-60日目以降に本製品1台につき880円(税込)の請求 (2) 89日間-90日目以降に本製品1台につき880円(税込)の請求	2項	お客様は、本部が本サービスを『停止』した後、停止日から遡った直近の本商品の配送予定日のうちお客様による本商品の受領が確認できた日より起算して以下各号に定める期間を経過するときに、連続して『停止』されたとき(本商品の配送が確認できないときは、本部に対し、本製品1台につき、当該各号に定める停止事務手数料を支払うものとします。 (1) 59日間 60日目以降に本製品1台につき880円(税込)の請求 (2) 89日間 90日目以降に本製品1台につき880円(税込)の請求
	新設			3項	お客様は、本サービス利用期間中において本サービスの利用再開を希望する場合、本部の指示に従い、本条1項各号のうちお客様の該当する『停止』事由を解消することによって本サービスを再開することができるものとします。
	変更	3項	本部は、本条1項1号を根拠に『停止』をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、『停止』を継続することなく第10条2項2号に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものとします。	4項	本部は、本条1項1号から4号までの事由を根拠に『停止』をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、『停止』を継続することなく第10条5項に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものとします。
	削除	旧4項	本部が本サービスを『停止』した後、停止日から遡った直近の本商品の配送予定日のうちお客様による本商品の受領が確認できた日より起算して119日間を経過するときに、連続して本商品が配送されなかったときは、本部は、120日目以降に第10条5項に基づいて『強制解約』するものとします。		
第10条 本サービスの『解約』	変更	5項8号	第8条3項及び第9条4項に該当する場合(本製品内の衛生保持が困難になるため)	5項8号	お客様が第8条1項に基づいて本サービスの『休止』を希望された日から遡った直近の本商品の配送予定日より起算して119日間を経過するときに、連続して本商品の配送が確認できない場合(本製品内の衛生保持が困難になるため)
	変更	5項9号	第9条1項各号に基づいて『停止』をおこなった場合において、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日から起算して119日を経過するときに連続して本商品の注文がない場合(120日目以降に『強制解約』となります。)	5項9号	本部が第9条1項各号に基づいて『停止』をおこなった場合において、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日から起算して119日を経過するときに連続して本商品の配送が確認できない場合(当該期間内に『停止』の原因が解消されずに本商品の配送が連続して『停止』されている場合を含みます。)
	変更	6項	お客様が本条5項各号のいずれかに該当するときは、お客様は、本部による格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとします。	6項	お客様が本条6項各号のいずれかに該当する場合、お客様は、本部による格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとします。
第12条 本製品の『製品変更』	変更		お客様は、お申込時に希望された本製品の『製品変更』を希望される場合、利用開始日から起算して5営業日前(北海道地域の場合は6営業日前)までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で『製品変更』をおこなうことができるものとします。		お客様は、お申込時に希望された本製品の『製品変更』を希望される場合、本製品の配送予定日から起算して5営業日前(北海道地域の場合は6営業日前)までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で『製品変更』をおこなうことができるものとします。
第13条 本製品の『製品交換』	変更		お客様は、本サービスの利用開始日又は直近の本製品のお届け日以降に、本製品の製品交換を希望される場合(初期不良品や本部の責めに帰すべき事由によって生じた故障を原因とする交換は含みません。)、本部に対し、以下に定める交換事務手数料を支払うものとします。 別表 製品受取後から		お客様は、現在利用する本製品に係る配送予定日(この配送予定日)に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限り、本製品の『製品交換』を希望される場合(初期不良品や本部の責めに帰すべき事由によって生じた故障を原因とする交換は含みません。)、本部に対し、以下に定める交換事務手数料を支払うものとします。 別表 上記配送予定日から
第14条 本サービスのキャンセル	変更	1項	お客様は、『利用開始前キャンセル』をご希望される場合、利用開始日から起算して5営業日前(北海道地域の場合は6営業日前)までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で本サービスのお申込みをキャンセルすることができるものとします。	1項	お客様は、『利用開始前キャンセル』をご希望される場合、本製品の初回配送予定日から起算して5営業日前(北海道地域の場合は6営業日前)までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で本サービスのお申込みをキャンセルすることができるものとします。
第17条 損害賠償等	変更	4項	お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務については、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時まで速やかに支払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時点でもなお未払いの債務があるときは、その終了後も履行の責任を負うものとします。	4項	お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務については、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時まで速やかに支払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時点でもなお未履行の債務があるときは、その終了後も履行の責任を負うものとします。
第19条 配送地域の制限等	変更	3項	本部は、各水源での生産状況、物流事情その他諸般の事情に照らして、お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを運営することが困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事前の同意を要することなく、お客様の選択する本商品の種類を変更することができるものとします。この場合、本部は、お客様の指定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した水源で製造された種類の本商品を配送するものとします。	3項	本部は、本商品に係る各製造場所での生産状況、物流事情その他諸般の事情に照らして、お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを運営することが困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事前の同意を要することなく、当該時点でお客様に配送する本商品の種類を変更することができるものとします。この場合、本部は、お客様の指定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した場所で製造された種類の本商品を配送するものとします。
	変更	4項	本部は、指定地域又は指定商品の内容の変更をおこない、又は本条3項の変更をおこなう場合、第20条1項に従った手続きをおこなうものとします。	4項	本部は、指定地域又は指定商品の内容の変更をおこない、又は本条3項の変更をおこなう場合、第21条1項に従った手続きをおこなうものとします。
第20条 委託	変更		本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務(代金等の請求及び受領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の発送及び回収などの業務を含みます。))の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。		本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務(代金等の請求及び受領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の配送及び回収などの業務を含みます。))の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。

第26条 本商品の特定	新設			1項	本部がお客様に対して提供する本サービスは、本部が日本国内の採水地のなかから選択する採水地で製造された本商品を、お客様が本部に届け出た配送基本ルールに定める配送先の住所（第3条2項に基づく配送先の住所の変更の届出があるときはその変更後の配送先の住所をいいます。）に応じて配送するものとします。また、本部は、本サービスの提供にあたり、採水地の追加又は変更若しくはお客様の当該配送先の住所その他の事情に応じて適切であると判断する採水地で製造された本商品をお客様に配送するものとします。
	新設			2項	お客様は、追加の代金等の負担の有無にかかわらず、本商品の採水地を選択することはできないものとします。
	新設			3項	本部は、お客様に対し、本条1項に基づいてお客様に配送する本商品の具体的な内容（採水地を含みます。）を本部が合理的であると判断する方法によって、これを告知するものとします。
旧) 第26条 その他 新) 第27条 その他	新設			4項	第26条の規定は、2020年11月9日まで（同日を含みます。）に本サービスの申込みを完了したお客様に対しては、当面の間、適用されないものとします。